

(報告事項)

第 1416 回経営委員会資料

2023年1月10日

インターネット活用業務実施基準の認可について

第 1 4 0 6 回経営委員会（2022年8月30日）での議決を経て総務大臣に認可を申請し、第 1 4 1 1 回経営委員会（2022年11月8日）での議決によりその一部を修正した「NHKインターネット活用業務実施基準 変更案」については、2022年12月21日、総務大臣の認可を受けた。

認可書は添付のとおりであり、認可条件が付されている。

認 可 書

日 本 放 送 協 会
会 長 前 田 晃 伸

貴協会から令和4年8月30日付けで申請のあった、放送法（昭和25年法律第132号）第20条第2項第2号及び第3号の業務（以下「インターネット活用業務」という。）の実施基準（以下「実施基準」という。）の変更の認可については、次の条件を付して認可する。

<認可条件>

変更後の実施基準第29条第1項第3号に定めるところにより行われる業務は、3号受信料財源業務として、有料サービスを提供する外国の動画配信事業者に対しては、対価を求めつつ放送番組を提供するものであるところ、その実施においては、実施基準第4条に定めるインターネット活用業務の実施に当たっての基本原則から逸脱することのないよう、十分に配慮すること。

令和4年12月21日

総務大臣 松本 剛明

(参考) 実施基準第4条

(業務実施にあたっての基本原則)

第4条 インターネット活用業務は、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、または国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第15条の目的を達成するために実施する。

2 インターネット活用業務の実施にあたっては、この基準に定めるところを遵守するとともに、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者が法第64条第1項の規定により協会と受信契約を締結しなければならないとされていること（以下「受信料制度」という。）の趣旨に照らして不適切なものとならないこと、その実施に過大な費用を要するものとならないこと等、法第20条第11項各号に定めるこの基準の認可要件に従って適切に実施する。